

公益社団法人東京都診療放射線技師会

代議員及び予備代議員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会定款(以下、「定款」という。)第13条に定める代議員及び予備代議員(以下、「代議員等」という。)選出のための選挙に関して規定する。

(選挙権)

第2条 定款第5条第1号により正会員として登録されたものは、この規程に定める選出につき選挙権を有する。

(被選挙権)

第3条 定款第13条第2項に定める代議員等に立候補する者は、正会員としての資格を有する者とする。
2 立候補する者は、当該年度の会費の完納者であること。

(立候補届)

第4条 代議員等に立候補する者は、地区委員長に申し出を行い、立候補届【様式10】、【様式11】に記載し、期日までに選挙管理委員会に届けなければならない。

(代議員等の選出)

第5条 代議員等の選出は2年に一度、1月から3月に行う。
2 代議員等の選出は、以下の各号による。
(1) 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。
(2) 候補者が定数を超えた場合は、投票を行う。投票は、定数内連記投票とする。
(3) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。
(4) 得票が同数の場合は、抽選等にて決定する。

(代議員及び予備代議員選挙の投票、開票及び立会人)

第6条 代議員等の選挙は、郵送またはそれに代わる手段にて投票を行う。
2 選挙管理委員会は投票締め切り後、立会人の立会いのもとに開票する。
3 立会人は、正会員の中から、選挙管理委員会が選任する。

(選挙結果の公表)

第7条 代議員等の選挙の結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第8条 代議員等選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

- 2 異議申し立ての受付は、開票結果発表日から1週間以内とする。
- 3 異議申し立てに対しては、選挙管理委員会で協議する。

(代議員証の発行)

第9条 選挙管理委員会は、異議申し立て期間終了後速やかに代議員証を発行する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月18日から施行する。